

鞍手町商業店舗リフォーム補助金 Q&A

R6.6.1 現在

1. 目 的

Q1. 商業店舗リフォーム補助金の目的を教えてください。

A1. 商業店舗の改修を行う事業者に対し、工事に係る経費の一部を補助することで、本町の商業の振興及び活性化を図ることを目的としています。

2. 対象区分、経費などについて

Q2. 店舗等併用住宅の改修を行いたいのですが、対象となりますか？

A2. 店舗部分のみが対象となります。

Q3. 店舗等併用住宅の屋根を全面改修するのですが、全額対象経費となりますか？

A3. 店舗部分のみ対象となりますので、床面積等の按分により算定してください。

Q4. 別の補助金との併用は可能ですか？

A4. 可能です。

Q5. 申請前にリフォーム工事が完了した店舗や施工中の店舗は対象となりますか？

A5. 補助金の交付決定後に契約及び着手するものが対象となります。

Q6. 建設業を営んでいるので、自分でリフォーム工事を行う場合は対象になりますか？

A6. 対象となりません(世帯員が経営する法人にて施行する場合も対象となりません。)。同様にDIYによるリフォームも対象となりません。

Q7. 申請者が自ら資材を購入し、施工を町内の施工業者が行う場合は対象となりますか？

A7. 自ら購入した資材の購入費は対象となりませんが、町内の施工業者が請け負った工事費は対象となりますので、見積書にその旨を記載してください。

Q8. 店舗の2階(1階)又は同建築物に居住することになりますが対象となりますか？

A8. 基本的には店舗部分のみが対象となります。しかしながらキッチン、トイレ等どうしても共用しなければならない箇所については、申請額を面積按分し店舗部分のみを該当することとしています。

Q9. 水道を新規で引き込みたいのですが対象となりますか？

A9. 敷地内の工事のみが対象となるため、道路掘削等の水道管引込工事について敷地外部分は対象外となります。

Q10. 事業者に貸している店舗についてリフォームを行いたいのですが対象となりますか？

A10. 借りている事業者が役場の指定している業種、又はふるさと納税返礼品となりうる商品の開発を行っている場合で、借りている事業者が直接申請されるのであれば対象となります。

Q11. 店舗内にエアコンを取り付けたいのですが対象となりますか？

A11. 店舗の内装工事の一環として行う空調設備工事で、建物と構造上一体的となる埋込形であれば対象となります。ただし、壁掛形や床置形のように、単に移動を防止する程度に建物に取り付けられたものについては対象外となります。

Q12. 創業枠の「新たに事業を開始する」とは、いつからの事業が対象となりますか？

A12. 交付決定後の事業が対象です。創業枠の申請をしても交付決定よりも前に事業を始めた場合は、対象になりません。

3. 手続きについて

Q13. 事業内容の変更又は中止がある場合はどうしたらいいでしょうか？

A13. 当初の申請内容に変更がありましたら、早めに役場産業振興課商工振興係へご相談いただき、変更申請書を提出してください。

Q14. 申請の受付は先着順ですか？

A14. 受付期間に応募者多数となった場合は抽選となります。予算に達しなかった場合に限り、8月1日（木）以降は先着順となります。

Q15. 創業枠で交付申請予定です。交付申請書の添付書類（11）の営業許可が確認できる書類とは何を添付したらいいですか？

A15. 創業枠で交付申請予定の場合は、状況により添付書類が異なりますので、申請前に役場産業振興課商工振興係にご相談ください。